

税金

個人市民税・県民税

問 課税課市民税係 ☎ 0495-25-1123 / 支所市民福祉課 ☎ 0495-72-1333

個人市民税・県民税は毎年1月1日(賦課期日)現在の住所地で課税され、均等に一定の税額を負担する「均等割」と前年の所得に応じた税額を負担する「所得割」から構成されています。

※記載内容は、税制改正により変更される場合があります。

個人市民税・県民税を納める方(納税義務者)

均等割+所得割	1月1日現在、本庄市に住所がある方
均等割のみ	1月1日現在、本庄市に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある方

※次に該当する方は、課税されません。

- 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 未成年、障害者、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 前年の所得が次の算式で計算した金額以下の方
(均等割) $280,000円 \times (\text{扶養親族の人数} + 1) + 100,000円 + 168,000円$
※扶養親族がない場合は380,000円
(所得割) $350,000円 \times (\text{扶養親族の人数} + 1) + 100,000円 + 320,000円$
※扶養親族がない場合は450,000円

税率

	市民税	県民税
均等割※	3,500円	1,500円
所得割	6%	4%

※東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源を確保するために、平成26年度から令和5年度までの10年間は、上記の市民税及び県民税の「均等割」にそれぞれ500円が加算されています。



申告

毎年1月1日現在、本庄市に住所がある方は、その年の3月15日までに前年の収入を申告する必要があります。

また、次に当てはまる方は収入がない場合でも申告が必要な場合があります。

- ①16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- ②後期高齢者医療保険被保険者とその世帯主
- ③介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員
- ④市営住宅及び県営住宅入居者(中学生以下は除く)
- ⑤医療福祉などの行政サービスを受ける場合
- ⑥所得・課税証明書が必要な方

なお、所得税の確定申告をした方、前年の所得が公的年金のみの方、前年の所得が給与のみの方で年末調整済の給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されている方は、申告の必要はありません。

納税方法

普通徴収	納税義務者本人が納付書または口座振替により納める方法
給与からの特別徴収	給与支払者が納税義務者の毎月の給与から特別徴収税額を天引きし、納税義務者に代わって納める方法
公的年金からの特別徴収	年金保険者が納税義務者の年金から特別徴収税額を天引きし、納税義務者に代わって納める方法 ※65歳以上で介護保険料が年金から天引きされている方は、公的年金所得に係る税額をこの方法で納めていただきます。

法人市民税

問 課税課市民税係 ☎ 0495-25-1123

法人市民税は、市内に事業所や事務所がある法人に対して課税される税金です。資本金等の区分に応じて一定の税額を負担する「均等割」と、法人税額に応じた税額を負担する「法人税割」で構成されています。

固定資産税・都市計画税

問 課税課資産税土地係・資産税家屋係
☎ 0495-25-1121

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有している方に対して、その価格をもとに課税される税金です。また、市街化区域、児玉地域の用途地域(工業専用地域を除く)内に土地、家屋を所有している場合には、都市計画税が合わせて課税されます。

固定資産税・都市計画税を納める方(納税義務者)

土地	1月1日現在、土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
家屋	1月1日現在、建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
償却資産 ※	1月1日現在、償却資産課税台帳に所有者として登録されている方(都市計画税はかかりません)

※償却資産…会社や個人で工場や商店などを経営している方が事業のために用いる機械、器具、備品などをいいます。

軽自動車税種別割

問 課税課諸税係 ☎ 0495-25-1122

軽自動車税種別割は、毎年4月1日(賦課期日)に、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の所有者に対して課税される税金です。なお、月割課税制度はありませんので、4月2日以後に廃車や名義変更などをした場合には、その年度の4月1日現在の所有者に課税されますのでご注意ください。

市税証明書等の交付

問 課税課諸税係 ☎ 0495-25-1122
支所市民福祉課 ☎ 0495-72-1333

市税に関する証明を申請する場合、本人確認ができる書類の提示が必要です。本人と同一世帯の親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です(車検用の軽自動車税種別割納税証明書と所在証明書は除く)。
※同一世帯とは、住民票上において世帯が同じことをいいます。

証明書の種類	手数料
所得・課税証明書	200円※1
非課税証明書	200円
土地・家屋評価証明書	200円
土地・家屋公課証明書	200円
固定資産課税台帳(名寄帳)証明書	200円
家屋証明書	200円
無資産証明書	200円
不動産所得申告用税額計算書	無料
地籍図(A3サイズ)	200円※2
納税証明書	200円※1
軽自動車税種別割納税証明書(車検用) ※3	無料
市税に滞納がない証明書	200円
滞納処分を受けたことのない証明書	200円
個人事業開始届出受理証明書	200円
営業証明書	200円
所在証明書	200円
住宅用家屋証明書 ※4	1,300円

※1 コンビニ交付サービスでは、1通150円で取得できます。

※2 1枚につき200円。

※3 車検証が必要です。

※4 必要書類についてはお問い合わせください。

市税の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税種別割		全期										
国民健康保険税(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※各税ともに月末日が納期限となりますが、末日が休日の場合は翌日、12月は原則25日が納期限となります。
 ※納期限を過ぎると、延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。

市税の納付場所

口座振替や、市税の還付等についてのお問い合わせ …… 収納課管理係 ☎0495-25-1181
 納付が困難な場合のご相談についてのお問い合わせ …… 収納課収税係 ☎0495-25-1120

指定金融機関等	<p>◆以下の金融機関などの本店及び各支店で納付できます 埼玉りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、しののめ信用金庫、埼玉縣信用金庫、埼玉信用組合、中央労働金庫、埼玉ひびきの農業協同組合、りそな銀行、関東各都県及び山梨県内所在のゆうちょ銀行・郵便局 ※ただし、ゆうちょ銀行・郵便局で納付する場合は納期限内に限りです。期限後にゆうちょ銀行・郵便局で納付する場合には振替用紙を収納課収税係に請求してください。</p>
コンビニエンスストア	<p>◆全国にある以下の店舗で、現金により納付できます MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン ※バーコードが印字された納付書に限りコンビニエンスストアで納付できます。また、発行日から1年を過ぎるとコンビニエンスストアでは納付できません。</p>
収納課(市役所1階) 支所市民福祉課(アスパこだま1階)	<p>◆窓口で納付できます 納付書の再発行や、納付のご相談も承ります。</p>

税金
¥

市税の口座振替

口座振替できる市税	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税(普通徴収)
取扱金融機関	埼玉りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、しののめ信用金庫、埼玉縣信用金庫、埼玉信用組合、中央労働金庫、埼玉ひびきの農業協同組合、りそな銀行、みずほ銀行、ゆうちょ銀行・郵便局 ※市内の金融機関には口座振替依頼書の備え付けがあります。
申込方法	通帳(口座番号が分かるもの)、金融機関届出印(通帳に使用しているもの)をお持ちのうえ、金融機関窓口にてお手続きください。 ※印鑑なしで口座開設した場合は、金融機関届出印がなくても申込可能です。

※ページ口座振替受付サービスも行っています。市役所窓口で、口座振替手続きがキャッシュカード1枚(届出印不要)で簡単にできるサービスですので、ご利用ください。
 上記サービスに対応できない金融機関やキャッシュカードがあります。詳しくは収納課管理係までお問い合わせください。

市税のスマートフォン決済(スマホ決済)

スマートフォン決済アプリを利用しての市税納付が可能です。
 金融機関やコンビニエンスストア等に行く必要がなく、24時間いつでも利用できます。利用可能なスマホ決済サービスや利用方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。